

アフリカ人権憲章（その二）



研究センター所長
同志社大学教授

安藤 仁介

このシリーズが「国連人権だより」と名付けられた時期に、中南米（ラテン・アメリカ）や中東欧・CISを取り上げ、国際人権保障の立場から、それぞれの地域の各国に共通する問題点をご説明したことがあります。今年は4年毎に開かれるオリンピックの年ですが、オリンピック旗の五色はアジア、アフリカ、アメリカ、ヨーロッパ、大洋州の五大陸を表しています。そこで、今回は残った大陸のなかで、独自の地域的国際人権条約を持つているアフリカを取り上げてみましょう。

アフリカ人権憲章の正式の名称は「人と人民の権利に関するアフリカ憲章」であり、一九八一年にナイロビで開かれたアフリカ統一機構（現在のアフリカ連合）の首

脳会議で採択されました。憲章の草案が承認された土地の名に因んで「バンジュル憲章」と呼ばれることもあります。

この憲章は、国際人権規約と同じように、いわゆる自由権、社会権、手続的権利といった「個人の人権」についても規定していますが、それと並んで、「人民の権利」すなわち人民の平等、自決の権利、天然資源に対する権利、発展の権利、平和と安全に対する権利、環境に対する権利を規定している点で特色があります。また、「個人の義務」として、家族・社会・国家・国際社会に対する義務に努力する義務、両親を尊敬する義務、社会と国家の連帯を保持し強化する義務などを規定しています。

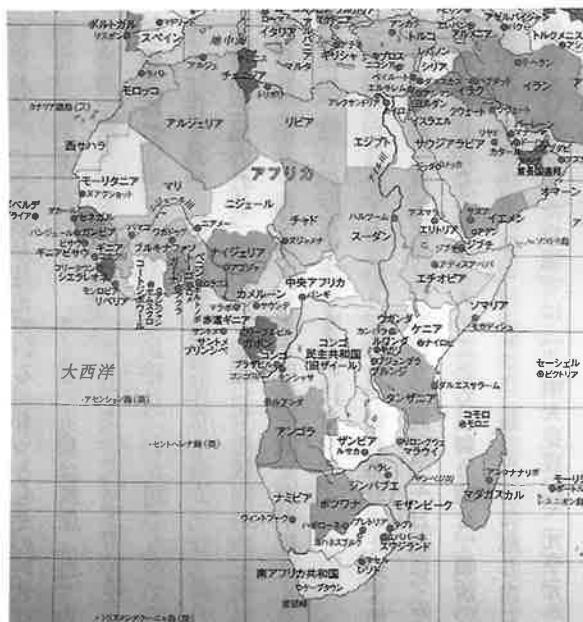
憲章に定める人と人民の権利を保護する手続としては、アフリカ統一機構のなかに委員会が設置され、この委員会は個人の資格で選出される十一名のアフリカ専門家で構成されています。そして、憲章の当事国は他の当事国が憲章の規定に違反したと考える場合には、この委員会にその旨を通報することができます。委員会は関係当事国および種々の情報源から必要な情報を集めて、事実と判断を記載した報告書を作成し、それをアフリカ

統一機構の首脳会議に提出します。また、ある当事国は他の当事国が憲章に違反したと考へられる場合に、当該他の当事国に書面で通告し二国間で意見を交換して解決を図ることもできますが、それが成功しない段階で委員会に付託することも可能です。

個人も、自国を含む当事国が憲章に違反したと考へる場合には、委員会に通報することができます。ただし、この場合、違反したと考へられる当事国の国内的な救済手続が尽くされていなければならず、また通報はマスメディアの広めた情報のみに基づくものであつてはなりません。さらに、当事国間で解決された問題については、通報を受け付けることができません。

なお、委員会は首脳会議へ報告書を提出する際に、適當と認める勧告をすることができます。

以上に見たとおり、アフリカ人権憲章は、個人の義務や集団的権利について規定している点で、国際人権規約はもとより欧洲人権条約や米州人権条約のような他の地域的国際人権条約と比べても、際立った特色を持つています。また、個人の通報に対する制約が強く、当事国間の直接的な解決を重んじ、何よりも人権問題の最終的な



処理をアフリカ首脳会議に委ねている点で、明確な独立性を示しています。そうしてこれらの特色や独自性を説明するためには、おそらく憲章の基盤にあるアフリカ大陸そのものの歴史や社会を理解することが必要でしょう。

アフリカ人権憲章（その二）



研究センター所長
同志社大学教授

安藤 仁介

前回「アフリカ人権憲章」の概要をご説明し、個人の権利を中心に規定している国際人権規約や欧州人権条約や米州人権条約と比べて、同憲章は集団の権利を規定していたり、人権問題の最終的な処理をアフリカ首脳会議に委ねていたりする点で、特色や独自性を持つが、それらを説明するためには憲章の基盤にあるアフリカ大陸そのものの歴史や社会を理解することが必要でしょう、と申し上げました。したがって今回はアフリカの歴史、とくにそれが現在の国境線などどのようにかかわっているか、を見てみましょう。

アフリカはおそらく人類発祥のもつとも早く、その意味で人類最古の歴史を持つ大陸だといわれています

す。ただし、古い歴史を現在に伝える記録や文献がないため、大陸北部に拡がったアラブ系勢力や植民地活動に繋がるヨーロッパ系勢力の資料による以外に、アフリカの歴史はあまりはつきりと分かつていません。もつとも地中海に接する北アフリカ地域では、エジプトのようにあつたカルタゴなどの存在がよく知られており、またどちらかといえば西アジア・地中海的な歴史を持つエチオピアのように特異な国家も存在しました。しかし、いわゆるサハラ以南のブラック・アフリカについては、七世紀以降に地中海から西海岸沿いに進出したイスラム教徒の勢力のまえに滅亡したガーナ王国、マリ王国、ソンガイ帝国などを除けば、大きな政治的統一体の存在はほとんど知られていません。

アフリカ大陸の地図をご覧になると、サントメ・プリンシペやモザンビークという国名、ダル・エス・サラームやロレンソ・マルケスという地名があるのに気付かれます。これらはいずれも、一五世紀の大航海・大発見時代以降にポルトガルがアフリカ、アジアへ乗り出

していく名残を示しています。この動きは、初期には旧教派の布教活動が中心でしたが、それとともに東方貿易の拡大をもたらし、一八世紀末にはじまるアフリカ内陸探検を経て、オランダ、イギリス、フランス、ベルギー、スペイン、ドイツ、イタリアを巻き込んだ植民地獲得競争へと繋がります。そして一九世紀末には西欧諸国によるアフリカの分割に行き着きました。この間、数知れない多数のアフリカ人が西欧の奴隸仲介業者の手でアメリカ新大陸へ送り込まれたことは、ご承知のとおりです。

西欧諸国によるアフリカの分割は、もっぱら分割する側の都合によつてなされました。そのため、分割後の地域の経済的一体性は二の次、三の次にしか考慮されず、一つの部族が二つ以上の単位に分割されることも起りました。こうした事情は、二度の世界大戦の後に設立された国際連合の下で、一九六〇年代にやっと独立を達成した多くのアフリカ諸国にとって、共通の悩みを残すことになりました。というのは、分割前のアフリカ大陸は大半が部族・種族単位の統治体制であつたので、その状

態に戻そうとすれば、植民地から独立した当時の国境線をバラバラにする必要が生じたからです。アフリカ独立の父と呼ばれ、ガーナの初代大統領に選ばれたエンクルマが「自分は何を独立させるために闘っているのか。旧アシャンティ王国の独立か、それともブリティッシュ・ゴールド・コースト（現在のガーナ）の独立か」と悩み抜き、「旧アシャンティ王国の一部はフランス領となりており、ブリティッシュ・ゴールド・コーストを再分割するわけにもいかないから、結局は現在のブリティッシュ・ゴールド・コーストそのものの独立でしかない」と決断するに至つた事実は、その事情を十分以上に説明しています。こうした事情を反映して一九六四年、アフリカ統一機構の第一回首脳会議は「アフリカ諸国は独立時の国境線を相互に尊重しあう」ことを確認したのです。

アフリカ人権憲章（その三）



研究センター所長
同志社大学教授
安藤 仁介

日本のマス・メディアも最近になつて、やつと報道し

始めましたが、スーダン西部のダルフール地方におけるアラブ系武装勢力による黒人系住民の大量虐殺は、米国の大マス・メディアでは少し以前から、欧州の大マス・メディアでもそれに統いて、大々的に報道されていました。スーダンというのはエジプトの南に連なり、北側ではエジプト以外にリビア、西側ではチャド、中央アフリカ、南側ではコンゴ民主共和国（かつてはザイールと呼ばれていました）、ウガンダ、ケニア、そして東側ではエチオピアおよびエチオピアから分離独立したエリトリアの合計九カ国と国境を接する、アフリカで一番広い国家です。

スーダンはもともと現在のエジプトをも含むヌビアと

貸したわけです。
さらにイギリスはスーダン独立を要求しつづけるアラブ民族系の運動を封じ込めるため、スーダンを南北に分割し、一九二四年にはエジプト軍を介した間接統治に替えて自ら直接統治に乗り出し、南部ではアラブ的な要素を一切禁止します。その結果、住民はキリスト教宣教師の保護に頼らざるえない状況に追い込まれました。またイギリスは自国綿業の原料補給地としてナイル川中流域の綿生産開発を奨励しました。こうした植民地政策のツケは、一九五六年に独立を達成したのちのスーダンそのまま持ち込まれ、最初に見たアラブ系武装勢力による黒人系住民の大量虐殺に繋がっているわけです。スーダンではまた、イスラム教徒とキリスト教信者との潜在的な対立も継続しています。

ダルフールの悲劇は、ある意味で西欧の植民地支配がアフリカ大陸に残した「悪しき遺産」の象徴です。ここまで読まれた方は、すぐにルワンダとブルンディの悲劇を思い出されるでしょう。ルワンダとブルンディはともに、西欧諸国のかで遅れてアフリカの植民地獲得競争に加わったドイツの植民地でした。ところが第一次世界大戦で敗れた代償として、ドイツは海外植民地をすべて奪わ

して古代エジプト王朝の支配下に入りましたが、紀元前二千二百年ころ熱帯アフリカ奥地から黒人民族集団が移住して先住民を従属させ、自らの王国を成立させた後、四世紀にはエチオピアのキリスト教王国の、一四世紀にはアラブ系政権の、それぞれ支配化に置かれ、アラブ系支配のもとでイスラム化が始まりました。また地理的に見て、西アフリカ、地中海、紅海、インド洋を繋ぐ国際交易網の真ん中に位置し、その経済的重要性を維持していました。

このようにスーダンは全体として、民族的な多様性を持つことと並んで、交易のほかナイル川流域を中心に農耕、牧畜が発達した事実が示すように産業的にも多様性に富む地域でした。しかしこの特色は、一九世紀に入つてエジプトがスーダン征服に着手し、これに抵抗するスーダン自体のイスラム教団の反乱が、エジプト・イギリス連合軍の手で一八九八年に最終的に鎮圧されて以後、大きく変質させられます。イギリスはかねてより、「東方への道」を確保する手段としてスエズ運河の安全を保障することに腐心してきましたが、そのためには当時才マン・トルコの支配下にあったエジプトに対する影響力を強める必要があり、エジプトのスーダン征服に力を

れ、それらの植民地は「国際連盟の委任統治領」として、戦勝国であるイギリス、フランス、南アフリカなどの支配下に移されました。委任統治という制度は、いわゆる先進国が国際連盟から委任されて、原住民の福祉のためにかれらを統治する仕組みでした。

しかしながら現実には、統治は先進国の利益に即してなされました。ルワンダとブルンディは、同じくベルギーの植民地であったコンゴに隣接していたこととあって、ベルギーの委任統治領に組み入れられました。だがベルギーはドイツがしたのと同様に、ルワンダ、ブルンディに住んでいる少数派のツチ族と多数派のフツ族の対立を、自らの統治の便宜のために利用しました。つまり、少数民族のツチ族を軍人や官僚に採用することにより、多数派のフツ族の力を押さえつけたのです。そのため両国の独立後、フツ族が政権を取ると統治機構を少数民族の押さえ込みに使い、逆にツチ族が政権を取ると勢力維持のために多数派を押さえ込もうとしました。二つの種族の対立・抗争の背景には、まさに植民地支配の「悪しき遺産」があるのです。

アフリカ人権憲章（その四）



研究センター所長
同志社大学教授
安藤 仁介

一九八一年にアフリカ統一機構の第一八回首脳会議で採択されたバンジュール憲章（アフリカ人権憲章）は、同機構の過半数の加盟国が批准した一九八六年に発効しました。そして翌八七年には首脳会議の選んだ十一名の専門家から成るアフリカ人権委員会が発足し、委員会は八年に行動計画を採択しています。それによると、委員会は人権分野における研究と並んで、教育・啓発活動にもたずさわります。また、未批准国に対してアフリカ人権憲章だけでなく、国連が作成した種々の人権関係条約をも批准するように働きかけます。さらに、欧州や米州の人権委員会や国連人権委員会などとも協力関係を進めることとされています。アフリカ人権憲章六二一条は、

ることは、ほとんど不可能な状況です。

「アフリカ人権憲章」の連載一回目に申し上げたように、同憲章の特色は、一つには個人や集団の義務を規定していること、二つには人権問題の最終的な処理をアフリカ首脳会議に委ねていること、です。そして、こうした特色を説明するためには、同憲章の基盤にあるアフリカ大陸そのものの歴史や社会を理解することが不可欠なのです。そこで連載の第二回、第三回では、古い歴史をもつアフリカが西欧諸国の植民地化の対象とされたこと、植民地化は西欧諸国の便益を優先させたため、アフリカ原住民のコミュニティは分断され、人為的なあたらしい境界線が引かれたこと、新生アフリカ諸国は独立当初から「植民地化の負の遺産」つまり国内に分裂的な要素を抱え込まざるをえなかつたこと、などをご説明しました。

だとすれば、人権の義務的側面を強調し、人権問題の解決をアフリカ首脳会議に委ねるのは決して理由のないことではないのです。第一に、分裂的要素をもつた人びとを対的にまとめるためには、かれらすべてに共通の価値観を見いだすことが不可欠であり、「人権」はまさにそうした「共通の価値観」として機能することが十分期待できるからです。第二に、分裂的因素をかかえた人びとまたはグループが相互間で問題を解決するためには、グループが対外的にまとまって行動することが必要であり、それを体現したアフリカ首脳会議の存在はきわめて貴重です。アフリカ人権憲章のシステムは現在までのところスムーズに機能していないかも知れません。しかし、ここで見た二つの条件を満たすシステムが他に見当たらぬ以上、アフリカ人権憲章の可能性を長期的な視野に立つて見守り続ける姿勢が大切ではないでしょうか。

加盟国が憲章の諸規定を国内でどのように実施したかを、二年置きに報告することを義務づけており、委員会はこの報告を作成するためのガイドラインも採択しました。そして現在までに、大半のアフリカ諸国は憲章の当事国になっているのです。

このようにいふと、アフリカ人権憲章はスマートに機能しているように思われます。しかし現実はそうではありません。まず第一に、委員会が人権状況に関する報告作成のガイドラインを作成したにもかかわらず、当事国の提出状況はきわめて低調です。たとえば、憲章の発効後五年を経た二〇〇一年四月において、アフリカ人権憲章の五一の当事国のうち、二三ヶ国は報告をいちども提出しておらず、一八ヶ国は第一回報告を提出したに過ぎません。つぎに、アフリカ人権委員会の活動を支えるべき物的・人的体制が不十分そのものです。委員会の本部はバンジュールに置かれていますが、かなりの期間コピーマシンやファックスがありませんでした。また、会議の録音は取られておらず、ために議事要録も発行されていないのです。その結果、委員会の活動内容を外部から知